

市内建築物に高さのルール(案)

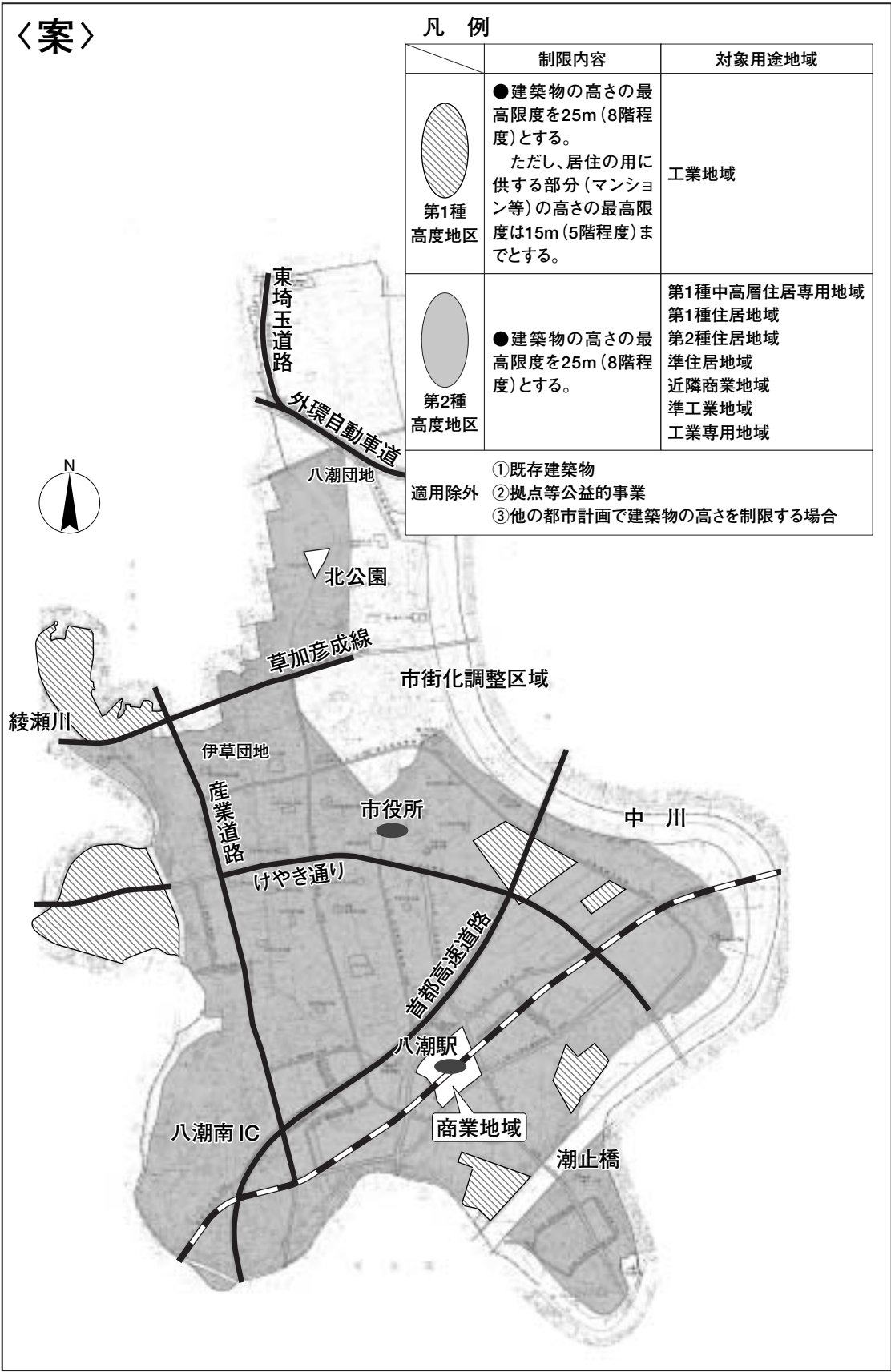
～高度地区の指定～

ご意見募集

市では、市民の皆さんとともに、後世に誇れるような「八潮」を目指し、整った街並みづくりを行っていかこうと考えています。

つくばエクスプレスの開業に伴い、八潮駅周辺ばかりではなく、八潮市内全域において、マンションなどの中高層建築物の建設計画が多く見られるようになりました。中高層建築物が無秩序に乱立し、周辺環境や景観を損なう恐れがあります。そこで、一定の地域において都市計画法に基づき、建築物の高さの最高限度についてのルールを定めることで、自然と街並みが調和し、より安心、より快適なまちづくりを推進していかこうとするものです。この案に対し、皆さんはどのように考えますか？

なお、市内3カ所で計6回の説明会を開催します。



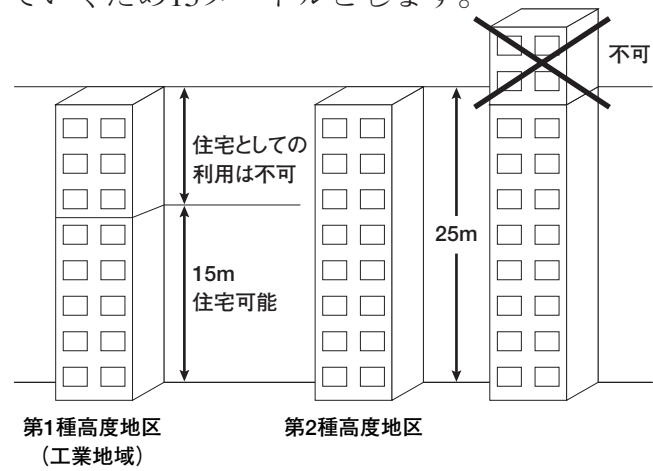
●高度地区とは

土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区です。

●高さのルールの考え方

建築物の高さの最高限度について、現在の八潮市と調和したまちづくりを進めることを基本に、まちの大枠を設定することとし、現行の容積率が活用できるように25メートルとします。

ただし、工業地域に建築される共同住宅については、工場の操業環境を継続的に保全していくため15メートルとします。



●説明会場は

説明会日程		
八幡公民館	3月13日(月)	午後 7 時～ 8 時30分
ゆまにて	3月14日(火)	
八條公民館	3月15日(水)	午前10時～11時30分
八幡公民館	3月19日(日)	
ゆまにて	3月19日(日)	
八條公民館	3月26日(日)	午後 3 時～ 4 時30分

●この案に対するご意見を募集します！

電話、FAX、Eメールで、皆さんのご意見をお寄せください。

ご意見受付期間 3月10日(金)～4月10日(月) (必着)

問 都市デザイン課 ☎内346

FAX 048-997-7310

Eメール toshidesign@city.yashio.lg.jp